資料３

兵庫県における保険料水準の統一に向けた本市の取組について

兵庫県では、保険料水準の統一について以下のとおり定め、統一後の事業のあり方について県と市町で協議・検討を行っています。

このうち、令和８年度中に本市で対応すべき取組について報告します。

保険料水準統一の目標年度

- **標準保険料率の統一：令和９年度**（標準保険料率への移行目安時期）
- **保険料率の完全統一：令和12年度**（標準保険料率への全市町移行完了）

１　標準保険料率への移行

標準保険料率への移行については、令和６年度の本協議会において議論いただき、本市の移行時期は令和９年度としました。

なお、標準保険料率への移行により、被保険者の保険料負担が急激に増加することのないよう基金を計画的に活用するため、令和７年度に保険料率を引き上げ、令和９年度末に基金を３億円確保することで、予期せぬ保険料収入の減少等に備えることとしました。

令和９年度末の基金残高は約４億円の見込みであることから、予定どおり令和９年度に標準保険料率に移行することとします。

○保険料率の推移イメージ

	①標準保険料率			②本市の保険料率			②－①		
	所得割（%）	均等割（円）	平等割（円）	所得割（%）	均等割（円）	平等割（円）	所得割（pt）	均等割（円）	平等割（円）
令和５年度	12.40	55,752	33,910	11.72	48,830	32,580	-0.68	-6,922	-1,330
令和６年度	13.00	57,453	35,497	11.72	48,830	32,580	-1.28	-8,623	-2,917
令和７年度	13.12	58,701	35,672	12.18	55,610	35,810	-0.94	-3,091	+138
令和８年度	13.68	61,500	37,496	12.46	56,810	36,650	-1.22	-4,690	-846
令和９年度	14.18	64,309	39,206	14.18	64,309	39,206	0	0	0

※　令和９年度の保険料率は推計値のため、実際の保険料率とは異なります。

（参考）他市町の移行予定時期

移行予定時期	市町数
令和８年度以前	２市町
令和９年度	19市町
令和11年度	１市町
令和12年度	16市町
未定	３市町

2　保険料及び一部負担金の減免

保険料及び一部負担金の減免については、現行は各市町が条例等に基づき、それぞれ異なる運用をしていますが、標準保険料率の統一に伴い、令和９年度からは全市町が統一基準で運用することとなります。

また、本市独自で実施している減免は、令和８年度末をもって廃止することとします。

⑴　保険料減免

減免事由	現行		R9(県統一基準(案))	
	基準	減免割合	基準	減免割合
災害等	損害の程度が５割以上	10分の10	損害の程度が５割以上	10分の10
	損害の程度が３割以上	10分の５	損害の程度が２割以上	10分の５
所得激減	世帯所得が前年の３割以上減少し、当該年世帯所得が420万円以下	減少割合×10分の５～10分の10（所得割のみ）	前年所得350万円以下の者が前年の５割以上減少し、前年世帯所得が1,000万円以下	10分の２～10分の８（所得割のみ）
低所得	当該年世帯所得が65万円＋（43万円×被保険者数）以下	10分の２～10分の４（所得割・均等割）	廃止	
生活保護	生活保護受給者等	未納保険料の全額	廃止	
障害	市民税非課税世帯であって、世帯主または被保険者が障害者	10分の３（所得割のみ）	廃止	
疾病	６月以上の療養により、その間の収入が途絶えた者	10分の10（療養期間のみ）	廃止	
離職	雇用保険受給者のうち、失業軽減対象者（非自発的失業者）以外	10分の６（所得割のみ）	廃止	

（参考）保険料の法定軽減（令和９年度以降も変更なし）

軽減事由	基準	軽減割合
低所得	前年世帯所得43万円以下	10分の７（均等割・平等割のみ）
	前年世帯所得43万円＋（31万円×被保険者数）以下	10分の５（均等割・平等割のみ）
	前年世帯所得43万円＋（57万円×被保険者数）以下	10分の２（均等割・平等割のみ）
失業	65歳未満の非自発的失業者	給与所得を100分の30で計算

⑵　一部負担金減免

災害等により生活が一時的に困難になったとき、一部負担金（医療費の自己負担分）の支払いを減免または徴収猶予します。

減免事由	現行		R9(県統一基準(案))	
	$\frac{\text{実収入額}}{\text{基準額※}}$の比率	減免割合	$\frac{\text{実収入額}}{\text{基準額※}}$の比率	減免割合
災害、不作・不漁、失業・事業廃止上記に準ずる事由	113％を超え121％以下	徴収猶予	115％を超え125％以下	徴収猶予
	100％を超え113％以下	10分の２～10分の８	100％を超え115％以下	10分の５
	100％以下	10分の10	100％以下	10分の10

※　生活保護法による保護基準額（一時扶助を除く）に1,000分の1,155を乗じて得た額

３　人間ドック助成事業

本市では、毎年度35歳～74歳の被保険者のうち先着700人を対象に、指定実施機関での人間ドックの費用を約７割助成しています。

保険料率統一後も、人間ドックを含む保健事業については各市町の裁量による実施が可能となっていますが、今年度は募集開始から約３週間で定員に達したため、広く被保険者が利用できるよう、以下のとおり助成内容を見直します。

	定員	受診者数	１人当たり助成額	助成費用
令和７年度実績	700人	660人	34,593円	22,831,344円
令和９年度(案)	なし	1,000人	20,000円	20,000,000円

（参考）他市の状況

市町名	助成割合・助成額	定員	R7受付数	備考
明石市	７割（32,659円～39,756円）	700人	700人	
神戸市	3,000円	なし	不明	3,000円分のQuoカード
姫路市	15,000円	なし	1,400人	
尼崎市				
西宮市	６割（上限44,000円）	なし	2,321人	
加古川市	10,000円～25,000円	なし	500人	
高砂市	13,000円～20,000円	260人	240人	

４　今後のスケジュール

⑴　標準保険料率への移行、保険料及び一部負担金の減免

令和９年２月　第２回国民健康保険運営協議会に諮問
令和９年３月　国民健康保険条例改正案を議会に提案
令和９年４月　国民健康保険条例改正

⑵　人間ドック助成事業

令和８年10月　明石市医師会と調整
令和９年２月　被保険者への周知
令和９年４月　人間ドック助成事業実施要綱改正、市ホームページ及び広報あかし掲載